

小牧市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

令和4年12月28日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果について

記

第1 監査の対象及び実施期間

地域活性化営業部

シティプロモーション課、農政課、商工振興課

企業立地・次世代産業推進課

対象期間 令和4年4月1日から令和4年8月31日までの所管業務

実施期間 令和4年9月28日から令和4年11月14日まで

第2 監査の方法

小牧市監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務、公有財産管理事務、旅費及び時間外勤務手当等支給事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

第3 監査の結果

監査を実施した範囲においての各所管の事務事業の執行処理状況については、一部の是正・改善を要する事項を除き、適正に執行されていると認められた。なお、軽微な事務の誤りについては、その都度是正指導を行った。

各所管の監査の結果及び意見は次のとおりである。

【地域活性化営業部】

《 シティプロモーション課 》

指摘事項

(1) 契約事務について

契約書に収入印紙が貼付されていなかったもの

意見

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ここ数年市民まつり等のイベントが中止又は内容の変更を余儀なくされるなか、友好都市の米国グランプト郡とはオンラインによる中学生リモート交流会を実施し、参加者同士の交流を深めるなど状況に応じた対策を講じながら工夫して事業を実施されている。

コロナ禍において先行きが不透明ななか、今後も新しい考え方を取り入れ、積極的に本市のプロモーション活動に取り組まれない。

- ・ 収入事務、庶務事務、契約事務及び補助金事務において、事務処理誤りが散見された。原因として、担当職員の事務処理に関する基礎知識が不足していることに加え、課内のチェック体制が上手く機能していないことが考えられる。

今回の結果を課内全員で共有し、チェック体制の構築に努められたい。

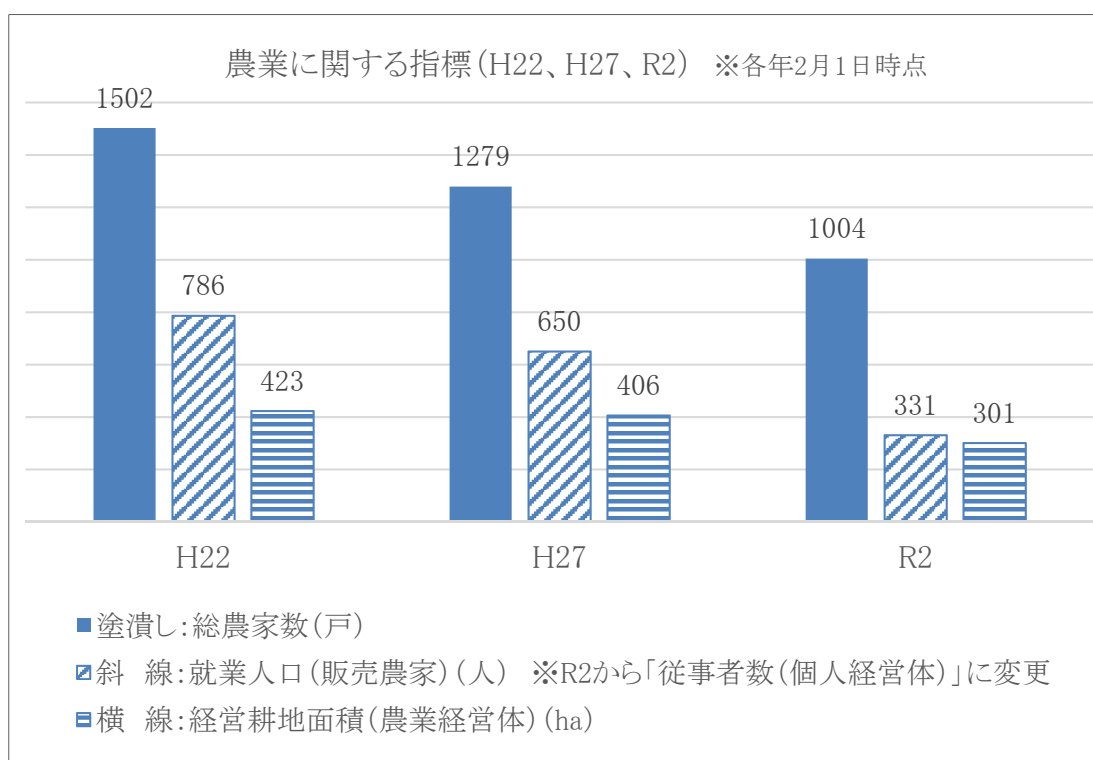
《 農政課 》

指摘事項なし

意見

- 本市の統計資料によると、総農家数、農業従事者数及び経営耕地面積は減少傾向にあり、その要因の一つとして、本市では家族経営体が多いことから経営者の高齢化及び後継者の不在が挙げられている。

この現状を改善することは容易ではないものの、継続的な担い手確保・育成に注力するとともに、引き続き、農地情報バンク制度の活用及び関係機関と連携した新規就農希望者へのサポートを進めることにより、安定した農業経営と優良な農地の維持・保全を図られたい。



《 商工振興課 》

指摘事項なし

意見

- こまき応援寄附金受付業務委託については、お礼の品が持つ魅力を伝えるため受託者が持つノウハウを活用しながら人的資源が限られた状況下で寄附金の増額に努められ、令和3年度の寄附総額は12億6千5百万円余となっている。

今後も、受託者自らの業務チェック体制を検証するなど、業務委託の効

果が最大限に発揮され、商工振興課が行う事業全体の質が向上するよう取り組まれたい。

《 企業立地・次世代産業推進課 》

指摘事項なし

意見

- ・ 令和4年度より新たに導入された小牧市次世代産業インターンシップ受入助成金は、愛知県内では他自治体に先んじて実施しておりその効果は、企業訪問時に人材育成等の状況や、助成金を活用した感想等を継続的に聞き取ることで検証されていくとのことであった。
- ・ 企業立地・次世代産業推進課が助成金や補助金を出した企業に対しては、毎年フォローアップとして企業訪問を行い事情の聴き取りなどをされているが、このように職員が企業へ実際に足を運んで情報交換を行うことは有意義な取組であり、引き続き効果的な補助金制度となるよう努められたい。